

平成26年4月1日

組合員の皆様へ

文部科学省共済組合

掛金率等の変更について

共済組合制度について、平成26年4月1日付けで変更になった主な事項をお知らせします。

### 掛金率の変更(平成26年4月～)

掛金率の引き上げを行いました。

- ・短期掛金率(福祉事業分を含む)  
(長期組合員) 40.47/1000 → 据え置き  
(船員組合員) 38.05/1000 → 38.35/1000  
(任意継続組合員) 80.94/1000 → 据え置き  
\*後期高齢者医療の組合員 1.05/1000 据え置き
- ・介護掛金率  
(長期・船員組合員) 5.42/1000 → 5.73/1000  
(任意継続組合員) 10.84/1000 → 11.46/1000

### 附加給付の変更

- ・傷病手当金附加金の支給期限が変更になりました。  
※平成26年4月1日以降に傷病により休業開始した場合、附加金の支給期限が6月間となります。
- ・組合員又はその家族が出産した場合、出産費又は家族出産費に併せてそれぞれ出産費附加金又は家族出産費附加金として40,000円が支給されます。  
※平成26年4月1日以降の出産に限ります。
- ・家族療養費附加金、一部負担金払戻金等を計算する際、医療機関において処方せんが交付された場合の調剤にかかる自己負担額について、高額療養費の計算と同様、合算して計算することとなりました。  
※平成26年4月診療分から対象です。
- ・結婚手当金が廃止されました。

### 70歳以上の自己負担割合について

高齢受給者(70歳から74歳の組合員・被扶養者(現役並み所得者を除く。))の自己負担割合1割から2割へ引き上げされました。

※平成26年3月31日以前に70歳に達した組合員等(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの者)については、引き続き一部負担金等の軽減措置の対象(1割負担)となります。

～詳細は所属の共済事務担当係へお問い合わせ願います。～